

(企画競争)  
企画競争型契約方式ガイドライン

平成21年4月

(独)工業所有権情報・研修館

## 1. はじめに

現在、公共調達の透明性・公正性をより一層高めることが喫緊の課題となっており、独立行政法人も含めた政府全体で随意契約の見直しに取り組んでおります。

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）においては、事前に評価項目、評価基準を公表した上で、競争参加者に対して企画提案を求め、企画提案が総合的に優れた内容の提案をした者と随意契約方式による「企画競争型随意契約方式」を活用することといたしました。

本ガイドラインにおいては、企画競争型随意契約方式による手続きについて示します。

### **契約方式について**

#### **一般競争入札(最低価格落札方式)**

一般競争による契約に関する公告をし、競争に参加した者のうち、情報・研修館が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。

#### **一般競争入札(総合評価落札方式)**

一般競争による契約に関する公告をし、競争に参加した者のうち、入札価格に加え、性能、機能、および提案を総合的に評価し、発注者にとって最も有利な者を落札者とする契約方式。

#### **企画競争型随意契約方式**

企画の公募をし、競争に参加した者のうち、企画内容が最も優れた提案を行った者を契約の相手方として特定し、随意に契約を行う契約方式。

#### **単純随意契約方式**

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合において、競争を実施せず、随意に契約を行う契約方式。

## 2. 企画競争型随意契約方式について

あらかじめ情報・研修館が提示する予算額の範囲内において、事業者に価格以外の専門的技術やノウハウなどの要素についての提案を求める場合は、企画提案方式により企画内容が最も優れた提案を行った者を契約の相手方として特定し、随意に契約を行います。

## 3. 企画競争の手続について

- ① 仕様書・実施要領・応募要領・企画提案書作成要領の策定
- ② 公募公告（情報・研修館ホームページ及び情報・研修館内に掲示）
- ③ 公募説明会 ※
- ④ 企画提案書提出 ※
- ⑤ 技術審査（技術点の採点）
- ⑥ 契約者決定（提示した金額の範囲内で評価点が最高の者）
- ⑦ 見積書提出 ※
- ⑧ 契約締結（随意契約） ※
- ⑨ 事業開始 ※
- ⑩ 公募結果・契約結果の公表（情報・研修館ホームページ及び情報・研修館内に掲示）

- ⑪ 事業終了、完了報告書・成果物・納品書等提出 ※
- ⑫ 検収
- ⑬ 請求書の提出
- ⑭ 対価の支払い（振り込み）

※印は、事業者（提案者）に関する項目

#### 4. 調達情報・企画競争の公募について

企画競争の公募の公告は、情報・研修館ホームページ、情報・研修館内掲示板により公告されます。

- 公募への参加希望者は、情報・研修館ホームページの「公募・調達・採用情報」をご覧ください。案件毎に、公募に関する必要事項を確認できます。
- 情報・研修館ホームページ <http://www.inpit.go.jp/>

#### 5. 公募説明会について

公募案件によっては、説明資料・仕様書等の受領とともに、説明会への参加を必須としております。説明会の開催日時・場所、参加の要否は公告案件毎に記載されております。説明会においては仕様書等の内容について説明を行いますので必ず参加をお願いいたします。

#### 6. 公募の手順について

##### (1) 公募方法について

応募される場合は、説明会等で配布された説明資料・仕様書等に基づき、企画提案書を作成し、事業を実施するために必要な金額の見積もりなどと一緒に、公募公告に記載した提出期限内に提出して頂きます。郵送の場合であっても提出期限内に必着となりますのでご注意ください。

##### (2) 企画提案時に必要となる書類

- 企画提案書・見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・必須
- 競争参加資格審査結果通知書（写し）・・・・・・・・・・必須
- その他、公募説明書により提出を求めた資料。

#### 7. 競争参加資格制度について

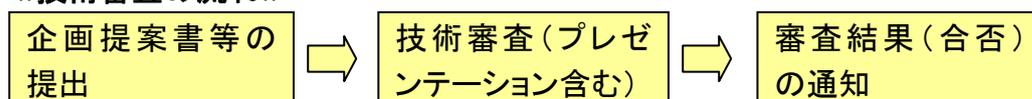
情報・研修館の一般競争入札等に参加するためには、経済産業省所管の「契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和38年6月26日付38会第391号）」を準用しているため、経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）が必要となります。

## 8. 技術審査について

応募者から提出された企画提案書の内容については、情報・研修館に技術審査委員会を設け技術審査を行い、採点をいたします。また、技術審査の一部としてプレゼンテーションの実施を条件とする場合もあります。

なお、企画提案には事業を実施する上で重要な事項を必須項目としておりますので、必須項目に漏れがないようご注意ください。

### 《技術審査の流れ》



## 9. 技術審査関連資料の取扱いについて

提出された企画提案資料について情報公開請求があった場合は、情報・研修館情報公開取扱規程に基づき提案者と協議の上、開示・非開示を決定いたしますので、ご協力をお願いいたします。

## 10. 審査結果の通知及び公表について

### (1) 通知

技術審査において最も優れた提案をした者を契約先の相手先といたします。審査結果は書面により通知いたします。

### (2) 審査結果の公表

審査結果については、情報・研修館ホームページの「公募・調達・採用情報」において以下の項目が公表されます。

◆ 評価結果：①応募結果 ②契約予定先の商号又は名称

## 11. 契約の手続について

契約に当たっては、仕様書及び企画提案に従い、情報・研修館において定めた予定価格の範囲内で提出された見積書により契約金額を決定いたします。

決定された契約金額に基づき契約を締結いたします。

## 12. 契約の公表について

契約結果については、情報・研修館ホームページの「公募・調達・採用情報」において以下の項目が公表されます。

◆ ①件名 ②契約日 ③契約の相手方 ④契約方式 ⑤予定価格  
⑥契約金額